

R5 I 類行政事務

日本のマイノリティに対する施策等に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。なお、「いわゆる」を付した法律名は略称である。

1. 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」は、誰でも、自らの意思だけで、法令上の性別の取扱いの変更ができる旨を規定している。
2. いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」は、ネット上において、日本国民が日本国民に対して、合理的な理由なく、性別、出身地、容姿、職業などを理由に侮蔑的な言動をすることを禁じている。
3. いわゆる「障害者差別解消法」は、行政機関に、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために合理的配慮を行うことを求めている。
4. いわゆる「男女雇用機会均等法」には、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントの防止措置についての規定がないため、現在、事業者にこれらハラスメントの防止措置を講じることを義務付ける規定を入れることが検討されている。
5. 近年、東京にアイヌ文化復興のナショナルセンター「ウポポイ」が開業し、アイヌ文化の復興の道筋がついたことに伴い、いわゆる「アイヌ施策推進法」は廃止され、アイヌ文化は「文化財保護法」によって保護されることとなった。

R5 I 類行政事務

争議行為に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。ただし、争いがある場合は判例・通説による。

1. 労働組合員の一部集団が組合の承認を得ないで独自に行ういわゆる山猫ストは、正当な争議行為と解されている。
2. 他の労働組合の労働争議を支援することを目的とする同情ストは、ストライキを行う労働組合自身にとって団体交渉による解決可能性をもたないとしても、正当性が認められる。
3. 労働組合が配転命令の撤回を要求し、配転対象者をストライキ要員として指名ストを行う場合、それにより配転命令の拒否という争議行為の目的を達成することになるので、正当性は認められない。
4. 労務の不完全な提供である怠業は、作業能率を低下させるにとどまる限りは正当な争議行為であるが、それを超えて、機械や製品を破壊するなど積極的に使用者の財産権を侵害する場合は正当性が否定される。
5. 争議行為の予告は必須であるため、予告を経ない争議行為は、争議行為の予測可能性や使用者の被った損害などにかかわらず、直ちに正当性が否定される。

R5 I 類行政事務

ある財の需要関数と供給関数がそれぞれ次のように示されるとする。価格規制と数量規制の効果に関する次の記述中のア～エに入るものがいずれも妥当なのはどれか。

$$D = 500 - \frac{P}{2} \quad [D : \text{需要量}, P : \text{価格}, S : \text{供給量}]$$

$$S = \frac{P}{2}$$

- ・政府が、この財の価格の下限を700とする価格規制を行ったとすると、この財の市場では が だけ発生する。
- ・政府が、この財の生産量の上限を200に制限する数量規制を行ったとすると、この財の価格は となり、生産者の財1単位当たりのレント（超過利潤）は となる。

	ア	イ	ウ	エ
1. 超過需要		100	600	200
2. 超過需要		200	400	100
3. 超過供給		100	400	50
4. 超過供給		200	500	100
5. 超過供給		200	600	200

行政事件訴訟法における義務付け訴訟には、直接型義務付け訴訟（行政事件訴訟法第3条第6項第1号）と申請型義務付け訴訟（行政事件訴訟法第3条第6項第2号）がある。これらに関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 申請型義務付け訴訟は、申請又は審査請求をした者以外の者も提起することができる。
2. 直接型義務付け訴訟も申請型義務付け訴訟もともに、一定の処分又は裁決がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあることが、訴訟要件の一つである。
3. 直接型義務付け訴訟も申請型義務付け訴訟もともに、義務付けの訴えに係る処分又は裁決が裁量処分に当たる場合、一定の処分又は裁決の内容を特定して義務付けを命ずることができないので、棄却判決がされる。
4. 直接型義務付け訴訟において勝訴した原告が、義務付け判決を受けてされた行政庁の処分になお不服がある場合、当該義務付け判決に対して再審の訴えを提起することができる。
5. 義務付け訴訟には仮の救済手段として仮の義務付けが規定されており、義務付けの訴えに係る処分又は裁決がされないことにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があることが、申立てが認められるための要件の一つである。